◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３２８号（H27. 12. 4）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．　　重大事故等情報＝３件（１１月２７日～１２月３日分）
（１）貸切バスの車両火災事故
（２）個人タクシーによる死傷事故
（３）ハイヤーの車両火災事故
２．インバウンド貸切バス事業者に対する監査を集中的に実施します！（新着情報）
３．自動車局による年末年始の輸送等に関する安全総点検のお知らせ（新着情報）
４．降積雪期における輸送の安全確保の徹底について
５．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
６．運行管理者資格者証の交付等で提出される「住民票の写し」について
７．後退時等の安全確保の徹底について
８．事業用自動車の安全確保の徹底について
９．ＳＡＳ対策マニュアルを改訂しました！
１０．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
１１．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
１２．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
１３．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

【１．　重大事故等情報＝３件】（１１月２７日～１２月３日分）

（１）貸切バスの車両火災事故

１２月２日（水）午前７時２０分頃、愛知県のホテル前の路上において、千葉県に営業所を置く貸切バスが、アイドリング状態で停車中に白煙が発生したことから、一度エンジンを止め、再始動を試みた際、エンジンはかからずエンジンから出火した。その後消防の消火活動により消火した模様。

この火災による負傷者はなし。乗客は乗車前であった。

（２）個人タクシーによる死傷事故
１１月２８日（土）午前３時００分頃、東京都の高速道路において、都内に営業所を置く個人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、高速道路上にいた歩行者をはね、死亡させた。
個人タクシーの運転者、乗客に負傷なし。
はねられた歩行者は、路肩に止まっていた法人タクシーから降車した乗客であった。

（３）ハイヤーの車両火災事故
１２月２日（水）午前９時４０分頃、千葉県の高速道路において、東京都に営業所を置くハイヤーが乗客１名を乗せ運行中、車両下部より異音が発生したため路肩に停車し点検、下部に引っ掛かっていた布団を回収しようとしていたところ炎が出た。消火器で消火活動を行うも鎮火せず、駆け付けた消防隊により鎮火した模様。
この火災による負傷者はなし。

上記３件の死傷者数計：死亡１名、重傷０名、軽傷０名（速報値）

◇◇◇

◇◇◇

依然として毎年雪による自動車事故等が発生しております。
　このような状況を踏まえ、今般、平成２７年１１月１３日付け中防災第２８号で中央防災会議会長（内閣総理大臣）から降積雪期における事故防止対策の徹底に努めるよう通知がされました。
　これから本格的な降積雪期を迎える中、輸送の安全確保等に遺漏のないよう、関係者におかれましては次の事項について周知徹底を行い、事故の防止に努めるようお願いします。

■気象情報や道路における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すこと。
① 積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。なお、スタッドレスタイヤへ交換する際は、ホイール・ボルトの誤組防止、締付トルクの管理を確実に行うこと。
② 点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。
③ 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
④ 気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運行計画の変更等の適切な措置を講ずること。
⑤ 乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

上記の内容は、平成２７年１１月２６日付け、国自安第１６３号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

１.〔特別重要調査対象事故〕
貸切バスの追突事故①（神奈川県平塚市）
２.〔重要調査対象事故〕
貸切バスの追突事故②（静岡県富士市）
３.〔重要調査対象事故〕
トラクタ・コンテナセミトレーラの漏洩事故
（大阪府堺市から和歌山県伊都郡かつらぎ町まで）

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000215.html

◇◇◇

するときは、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめること。
２．後退時等に周囲に発音することにより歩行者等に対して注意喚起を行う装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないこと。
３．運送事業者は、運転者に対して車両の構造上の特性について理解させるとともに、危険の予測及び回避に必要な技能を習得させる等適正な指導及び監督を実施すること。

上記の内容は、平成２７年１０月１５日付け、国自安第１３３号、国自技第１６０号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。
運送事業関係者におかれましては、周知をお願い致します。

◇◇◇

平成１５年３月に策定したマニュアル「睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）に注意しましょう」から１０年以上が経過し、ＳＡＳスクリーニング検査を実施する事業者は近年、増加の一途を辿っています。しかし、未だに事故後に初めて運転者のＳＡＳが発覚するというようなケースも後を絶たず、ＳＡＳスクリーニング検査の実施は決して浸透したとは言い切れません。ＳＡＳスクリーニング検査は、平成２６年４月に改訂された「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の中での「推奨検査」とされており、更なるＳＡＳスクリーニング検査の周知と、適切な治療が強く望まれます。

その一方、１０年以上を経て、ＳＡＳスクリーニング検査後の職場内での運用等において、管理者が手探りで模索している状況も見受けられています。

本マニュアル改訂版では、「ＳＡＳ対策は難しい」と捉えて、なかなか検査に踏み切ることができない、検査はしたもののフォローができていない、乗務可否判断が難しいなど、事業者が感じている対応面での懸念を踏まえて、ＳＡＳスクリーニング検査の実施前（準備）から実施後（フォロー・活用）までの対応について、一連の流れを具体的に示しました。

本マニュアルを指針として、運輸業界において、ＳＡＳスクリーニング検査が更に普及するとともに、適切な治療がなされることによって、「安全と健康」が一層向上するよう、平成２７年８月２７日付けで関係団体あて通知しました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000210.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【１０．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！】

平成２７年５月１日より、保有車両数が５両未満の営業所においても、運行管理者の選任が必要となりました。（注）

５月１日以降に運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象となります。なお、処分基準における運行管理者の選任違反（選任なし）は、３０日間の事業停止処分が科せられます。

（注）専ら霊きゅう自動車または一般廃棄物の収集のために使用される自動車を管理する営業所、離島に存する営業所等、許可等にあたりその業務の範囲を限定して行われている営業所について、事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認められるものとして、地方運輸局長により公示された営業所については、保有車両数が５両未満でも運行管理者を選任する義務はありません。

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）（抄）
第１８条（運行管理者の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

※運行管理者の選任に関し、ご不明な点がございましたら、最寄りの運輸支局までお問い合わせください。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-truck.pdf

◇◇◇

置（スプリングチャンバ）に係る改善対策届出（平成２７年改善対策届出番号４７０）がなされたところですが、本届出の背景には、当該トレーラの多くの使用者が、定期交換部品であるスプリングチャンバについて交換期限を超えて使用していたため、ブレーキ系統のエア漏れによって駐車ブレーキが作動しブレーキの引き摺りを生じたことが原因の車両火災事故が、過去５年間で５７件発生していたことがあります。
このように定期交換部品を自動車製作者等が定めた期間を超えて使用することは、重大な事故に繋がるおそれがあることから、貴会傘下会員に対して上記大型トレーラのブレーキチャンバをはじめ、定期交換部品の推奨期間毎の交換の必要性と確実な保守管理の実施について周知徹底願います。

◇◇◇

・H26年4月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

◆◆◆